

静岡県告示第862号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和3年11月24日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 (略)			1 (略)		
2 元売機関及びその業務を行う店舗			2 元売機関及びその業務を行う店舗		
元売機関名	証紙の売渡し業務 を行う店舗	所在地	元売機関名	証紙の売渡し業務 を行う店舗	所在地
(略)			(略)		
スルガ銀行 株式会社	(略)		スルガ銀行 株式会社	(略)	
	伊豆中央支店	(略)		伊豆中央支店	(略)
	裾野支店	<u>裾野市佐野 1039番地</u>		裾野支店	<u>裾野市佐野 1527番地の1</u>
	清水町支店	(略)		清水町支店	(略)
	(略)			(略)	
	沼津あしたか支店	(略)		沼津あしたか支店	(略)
	富士吉原支店	<u>富士市吉原2 丁目10番23号</u>		富士吉原支店	<u>富士市南町6 番12号</u>
	富士宮支店	(略)		富士宮支店	(略)
	清水高橋支店	(略)		清水高橋支店	(略)
	静岡支店	<u>静岡市葵区呉 服町二丁目1 番地の5</u>		静岡支店	<u>静岡市葵区七 間町6番地の 1</u>
榛原支店	(略)	榛原支店	(略)		
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定2の表スルガ銀行株式会社裾野支店の項は平成31年2月4日から、同行富士吉原支店の項は令和3年11月8日から、同行静岡支店の項は令和3年6月28日から適用する。